

**ケアマネスキルアップ事業委託業務
(長期継続) 募集要項**

令和6年12月

大阪市

(事務局)

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 (指定指導グループ)

〒541-0055

大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号

船場センタービル7号館3階

Tel 06-6241-6310

1 事業内容に関する事項

1 事業の目的と概要

大阪市の要介護認定者数は、令和6年3月末現在（全区分合計）で188,406人であり、高齢化の進行とともに年々増加している。

また、現在、国がすすめている2025年の超高齢社会を見据えた介護保険制度の検討において、利用者の自立支援をうながすケアプラン作成、地域ケア会議への参加、医療と介護の連携など、介護支援専門員は制度の要と位置付けられている。

本市においても、第三者的な公平公正な観点からのケアプラン点検や研修を通じて、介護支援専門員の資質向上を図り、利用者が適正なサービス提供を受けられ、利用者の意向に即した自立支援に資する居宅サービス計画が作成されることを第1の目的とする。

加えて、これまでは介護支援専門員の資質向上を主眼としていたが、本市の介護保険料の高騰等の影響に鑑み、加算等の算定は適切であるか、基準違反等の可能性はないかといった視点を本事業に加え、本市が実施する運営指導等に活用することで、更なる介護給付費の適正化を図ることを第2の目的とする。

2 業務内容等

(1) 対象事業所

各年度4月1日時点で本市の指定を受けている全居宅介護支援事業所のうち、休止中の事業所を除く本市が指定する事業所。（※毎年度、対象事業所を確定後、行政区ごとにおけるなどして全数の約3分の1にあたる事業所を本市が指定する。）

【参考】居宅介護支援事業所数の推移 ※各年度4月時点（※休止含む）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,407件	1,390件	1,371件	1,385件	1,371件

(2) 業務内容

本事業の基本業務は、次の①～⑥のとおりとする。

なお、企画提案に当たっては、この基本業務に限ることなく、事業目的をより効果的に達成できる支援手法を積極的に提案すること。

① ケアプランの点検

本市から提出を受けたケアプラン（アセスメントシート及び1表～7表と課題

整理総括表とする。また、1事業所1利用者分とし、受注者からの提案に基づいて本市が指定したプランとする。)及び重要事項説明書(参考様式1)並びに自主点検シート(参考様式2)について、次のとおりプラン点検を実施する。

- 厚生労働省が示す「ケアプラン点検支援マニュアル」に基づき、課題分析が適切に行われ、自立支援に向けた計画となっているか等を確認する。
- サービス担当者会議やモニタリングの実施状況を確認する。
- 本人の状態と利用しているサービスが、アセスメントに基づいて必要なものであるかを確認する。
- 本人の能力、家族の役割や能力をアセスメントし、自立支援に向けたケアプランになっているかを確認する。
- 支援経過や重要事項説明書等を併せて確認し、報酬算定誤り(モニタリングの不実施等や初回加算算定不可等)の対象となる可能性がないか等を確認する。
- 自主点検シートの記載内容についての理解度を確認する。
- 点検が完了したプラン等一式(アセスメントシート、1表～7表+課題整理表、重要事項説明書、自主点検シート)については、②ケアプラン作成支援報告書とともに同封し、点検完了月の翌月末までに本市へ返送すること。

② ケアプラン作成支援報告書(点検結果講評)の作成

○次の主な6つの評価項目について、1事業所につきA4用紙1枚～2枚程度のケアプラン作成支援報告書を作成する。(様式及び下位項目の設定は任意とするが、作成者氏名を必ず記載すること。)報告書はデータ及び紙で提出すること。

- ・課題分析及びアセスメントの評価
- ・生活課題と目標設定及びサービス計画の適切性の評価
- ・特定のサービス・事業所への偏りの有無
- ・サービス担当者会議が適切に行われているか
- ・モニタリングを適切に実施しているか、支援経過を適切に記録しているか
- ・自主点検シートの理解度及び報酬算定の適切性の評価

※報酬算定誤りの可能性がある場合、講評の記載は可能性の指摘にとどまるよう配慮すること。受注者からの口頭指導や自主点検による過誤調整指示等を行わない。報酬算定を是正する必要がある場合は、本市が講評等を勘案して運営指導を行うこと等により対応する。

- ・計画の総合評価

○毎月月末時点で点検が完了した事業所分について、①ケアプランの点検で使用したケアプラン一式とともに、翌月末までに本市へ送付すること。

○ケアプラン作成支援報告書の事業所への送付は、本市が行う。

③ 研修会の開催

年に1回、点検完了済の事業所を対象として、次のとおり振り返り研修会を開催すること。開催時期は毎年度2月頃を想定しているが、別途本市と協議して決定する。

また、研修会の開催方法は、実地開催かWeb開催かを問わないが、参加者及び不参加者を特定すること。事業所への開催案内及び通知の方法については、本市と別途協議のうえ決定する。

○研修で使用する資料（動画を含む）は受注者が作成し、研修開催日の2週間前までに本市へ事前に納品のうえ、本市が合意したものを使用すること。（納品物は本市に帰属するものとし、本市が加工を加える等してホームページ上等に公開したり、別事業の資料等に使用することがある。）

○主な研修内容は次のとおりとする。

- ・課題分析及びアセスメントにおける留意点
- ・利用者の重度化防止に向けたプラン作成の在り方
- ・適切なモニタリングと支援経過の作成の在り方
- ・ケアプラン点検から見えた地域の課題分析のフィードバック
- ・ケーススタディを通じた適切なサービス計画の理解促進
- ・介護と障がいの併給における適切なプラン作成の考え方
- ・その他本市と協議した事項

④ 対象事業所の習熟度評価

○振り返り研修会の参加者に対し、習熟度を評価するためのアンケート調査やテスト等を実施すること。

○研修の受講結果及び習熟度評価について、毎年度3月末日（末日が閉庁日である場合は、3月の最終開庁日）までに本市へ報告すること。

⑤ 地域課題分析及び年度事業完了報告書の作成

○①ケアプランの点検や④振り返り研修の習熟度評価を踏まえて見えてきた行政区ごと等の地域課題分析を行い、毎年度3月末日（末日が閉庁日である場合は、3月の最終開庁日）までに本市へ報告すること。（任意様式）

○①～④の内容を踏まえて、年度事業完了報告書（様式は任意とし、点検完了プラン数、講評作成件数を最低限記載する。）も併せて作成すること。

⑥ 運営指導対象として選定すべき事業所の提案

- ①ケアプラン点検を通じて、課題が多い又は基準違反等の疑いがあり、かつ自主点検シートの理解度が低いと思われる事業所等を抽出し、本市へリスト化して報告すること。(様式は任意とし、データで提出するものとする。)
- 提案対象とする事業所数は、各年度点検済の事業所のうち、10%程度とする。
- リストの順序は、運営指導対象として優先順位が高いものとする。
- 選定の考え方や優先順位の理由を明記すること。

(3) 体制等

① 点検体制

点検は、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を保有しており、かつケアプラン及び介護保険制度に関する専門的知識を有する者が行うものとする。

② 配置下限数

- 点検担当者の配置下限数は2名とする。(うち1名は必ず介護支援専門員の有資格者でなければならない。)
- 研修担当者の配置下限数は1名とする。
※点検担当者と研修担当者は兼務しないことが望ましい。
※研修担当者が専任の場合、①点検体制に記載する資格を有するか否かを問わないが、ケアプラン及び介護保険制度に関する専門知識を有すること。
- 休暇等による点検担当者の不在等に対応できるバックアップ体制を整備すること。
- 本市との連絡調整を担当する事業責任者を定めるとともに点検担当者及び研修担当者へのスーパーバイズ体制も整えること。

③ 従事者に対する要望の反映

従事者の点検内容や資質等に関し、本市が、本事業の目的を達成することに不都合があると判断した場合は、速やかに従事者の変更に応じること。

(4) 契約期間

令和7年4月1日(火)～令和10年3月31日(金)

(5) 契約の解除

次に該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。
なお、契約の解除にあたっては、次の事業実施者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎ等を行うこと。

- 各年度予算が成立しなかった場合
- 正当な理由なく契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- 契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
- コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。
- 法令や要綱等を遵守しなかったとき。
- 適切、公正、中立かつ効率的に事業を実施しておらず、本市の是正指示に従わなかったとき。
- 応募書類、必要書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合
- その他、契約事項に違反したとき

(6) 再委託の禁止および公表

本業務に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- | | |
|---|---|
| [| <ul style="list-style-type: none">○ 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等○ 本募集要項「1-2-(2)業務内容」に記載する業務 |
|---|---|

受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

受注者は、第1段落及び前段落に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(7) その他受託事業者として果たすべき責務、留意事項等

○情報セキュリティに関する考え方

ケアプランを取り扱う業務の性質を鑑み、受注者は以下の考え方を十分踏まえて業務を遂行するものとする。

ア 個人情報の保護

・業務により知り得た個人情報については、情報の漏えい、滅失、き損等の防止、その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を十分に講じること。

イ 情報漏洩の防止

・本業務に携わった者は、個人情報はもちろんのこと、業務の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

ウ 業務管理体制の徹底

・本業務の実施にあたっては、提出されたケアプランの点検は許可された者のみに制限し、その作業者の名簿及び介護支援専門員証の写しを本市へ提出すること。

○関係法令等の遵守

受注者は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、適正に業務を遂行すること。また、個人情報の取り扱いについては、本市関係法令（ガイドラインを含む）を遵守し、厳重に取扱い、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

その他、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）」、「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」を遵守すること。

2 委託料

1 委託料等

(1) 基本委託料の上限額

業務委託料の1か年度あたりの上限額は次のとおり予定しているが、令和7年度については予算の編成過程で変更になる場合がある。

また、令和7年度の予算が成立しない場合、本プロポーザルに係る企画提案は無効とする。加えて、令和8年度の各年度予算が成立しない場合、契約を解除することがある（各年度予算が変更された場合は、受注者と協議の上、契約の一部を変更して契約を締結する場合があります、原則として、受注者はこれに応じなくてはならない）。

基本委託料の 上限額（予定）	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	10,486,300円	10,486,300円	10,486,300円

※ 税率の変更に伴い、上限額が変更になる可能性がある。

(2) 基本委託料の見積方法

基本委託料の見積額については、【様式10】により提案すること。ただし、「2-1-(1) 基本委託料の上限額」により示した額を超えることはできない。また、提案された金額をもって契約金額とする。

(3) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(4) 委託料の支払い

基本委託料は、各会計年度の四半期ごとに確認した業務の出来高部分の基本委託料相当額を、受注者からの請求により支払う。

3 応募に関する事項

1 応募資格

次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- ③ 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に登録している者にあつては、参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ④ 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、公告日時点において、引き続き1年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあつては、消費税及び地方税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- ⑤ 平成26年度以降に民間企業、官公庁等から介護給付費適正化関連事業（ケアマネの資質向上を目的とした研修事業や、ケアプランチェック委託業務等）の受託実績を有していること。（履行中を含む）
- ⑥ 大阪市内の指定介護事業所の指定を受けている法人でないこと。

2 質問の受付・回答方法

(1) 受付期間

令和6年12月10日（火）から令和6年12月20日（金）午後5時

(2) 受付方法

質問内容は、「公募型企画プロポーザル質問票」【別紙1】に記載し、電子メールに添付して提出すること。

【提出先アドレス：kaigo-jigyousha@city.osaka.lg.jp】

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年12月27日（金）に、大阪市ホームページ上で公表する。なお、回答内容は、本契約条項の追加事項とみなす。

3 公募型企画プロポーザル説明会

(1) 開催日時

令和6年12月19日(木) 午後3時30分から

(2) 開催場所

大阪市福祉局船場分室

(3) 注意事項

参加を希望する者は、令和6年12月18日(水) 午後5時までに、「公募型企画プロポーザル説明会参加申込書」【別紙2】に必要事項を記載し、電子メールに添付して申し込むこと。

【提出先アドレス：kaigo-jigyousha@city.osaka.lg.jp】

※説明会への参加は任意であり、参加の有無は審査結果に影響しない。

4 参加申請書等の交付

(1) 交付期間

令和6年12月10日(火) から令和6年12月18日(水) 午後5時まで

(2) 交付方法

- ① 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定指導グループ(船場センタービル7号館3階)にて配架
- ② 大阪市ホームページ上でのダウンロード

5 参加申請手続き

(1) 申請書類

- ① 公募型企画プロポーザル参加申請書【様式1】・・・1部
 - ② 介護給付費適正化関連事業の受託実績調書【様式2】・・・1部
 - ③ 企画提案書【様式3～10】・・・11部(正本1部、副本10部)
 - ④ 直近2期分の決算書・・・1部
 - ⑤ 登記事項証明書・・・1部
 - ⑥ 申請内容確認書【様式11】・・・1部
 - ⑦ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書・・・1部
 - ⑧ 使用印鑑届【様式12】・・・1部
 - ⑨ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書・・・1部
 - ⑩ 直近2ヵ年分の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書・・・1部
- ※ 営業が2年未満の者もしくは非課税で、本証明書が2ヵ年分提出でき

ない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

⑪ 事業者概要【任意様式】・・・1部

※ 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に登録している者については、「⑤～⑩」の書類を省略できるものとする。

※③については、持参により提出した後、電子メールにより正本のデータも併せて提出すること。

【データ提出先アドレス：kaigo-jigyousha@city.osaka.lg.jp】

(2) 提出書類の編綴方法等

提出書類の正本については、本企画提案指示書「3-5-(1) 申請書類」の番号順にファイルに編綴のうえ、ファイル表面及び背表紙に「委託業務名称」及び「応募事業者名」を記載すること。

副本については、1部ずつファイルに編綴し、ファイル表面及び背表紙に「委託業務名称」のみ記載すること。副本のすべての資料には、応募事業者名の表記及び押印はせず、選定会議委員の公平な意見を聴取するため、応募事業者が推測できる内容（事業者の称号又は名称、代表者氏名等）にマスキング処理を行うこと。

提出書類は、原則としてA4判（止むを得ずA3版で作成したものは、折込んでA4判に合わせること）横書きとする。

(3) 提出期限

令和7年1月10日（金） 午後3時

提出に際しては、提出日の前開庁日の午後5時までに、事務局と提出日時の調整を行ったうえ持参すること。（郵送不可）

(4) 提出場所

大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331号船場センタービル7号館3階
大阪府福祉局高齢者施策部介護保険課指定指導グループ
Tel 06-6241-6310

(5) 費用負担、条件等

- 参加に要する費用は、応募者の負担とする。
- 実現が確約できることのみ提出とすること。
- 期限後の提出、期限後の差替えは認めない。
- 提出された書類に虚偽の申請があった場合は、当該提案書を無効とする。
- 申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市暴

力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合、当該提案書を無効とする。

(6) 応募書類の取り扱い

- 応募書類は、理由に関わらず、返却しない。
- 応募書類等は、審査・事業者選定の用以外に申請者に無断で使用しない。ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- 企画提案書は、応募者が実施可能な支援内容等について提案いただくものであり、本市が対象者への支援にそぐわないと判断する場合は、提案内容の一部を実施しないことがある。

(7) 企画提案書に記載いただきたい事項及び様式

① 事業目的及び課題について【様式3】

- 大阪市の介護保険を取り巻く情勢並びに本市や各行政区の地域特性に関する認識
- 介護保険制度におけるケアプランの位置づけの認識
- 介護支援専門員の抱える課題や介護給付費適正化関連事業に関する認識
- 本事業に対する基本姿勢
- 選定すべきプランの具体的な提案

② 事業運営について【様式4】

- 介護給付費適正化事業及び類似する事業の実施概要及び実績
- 特に効果のあった取組みや成果等

③ 点検内容について【様式5】

- 基本的な実施方法
- 点検計画の立て方
- 点検の内容及び手法
- 本市の特性を踏まえた上での点検上の工夫

④ 点検体制について【様式6】

- 点検担当予定者の配置数、資格、経験等
- 休暇等による点検担当者等従事者のバックアップ体制
- 事業の目的達成に向けたスーパーバイズの手法、研修方法
- 個人情報保護の取組みについて
- 点検レベルの維持・向上を図るための取組みやその具体的な方策等

- ⑤ 研修実施手法等について【様式7】
 - 研修担当予定者の配置数、経験等
 - 研修の実施手法
 - 研修で重点的に取り扱うべきと考えるテーマとその理由
 - 研修の習熟度評価の方法
- ⑥ 講評及び地域課題分析について【様式8】
 - ケアプラン作成でよくある課題と気づきを促すための講評の工夫
 - 地域課題分析について想定しているテーマと具体的なイメージ
- ⑦ 優先的に運営指導対象とすべき事業所の考え方【様式9】
 - 点検結果等を踏まえて優先的な運営指導対象として提案すべき事業所の
特徴・考え方
 - プラン1利用者分（1件）あたりの効果見込額等
- ⑧ 基本委託料の見積額【様式10】
 - 項目ごとの内訳及び積算根拠等

(8) 企画提案書記載にあたっての留意事項

- ・企画提案書の様式1～9については、A4判（止むを得ずA3版で作成したものは、折込んでA4判に合わせる）横書きであれば、規定の形式（Word）以外の形式（Powerpoint等）で作成することも可とする。
- ・ただし、様式1～9に記載の文字数の目安を大幅に超過して記載することのないよう留意し、簡潔にわかりやすく記載すること。

4 選定について

1 選考方法

参加資格を満たす者について、提出された企画提案書の審査及びプレゼンテーションの表明内容により、ケアマネスキルアップ事業委託事業者選定会議（以下、「選定会議」という。）において、次の「3 評価項目及び配点」に基づく採点により公平かつ客観的に審査を行い、最も優れた提案者を受託候補者として選定する。

なお、応募者多数の場合においては、プレゼンテーション審査の前に、選定会議において書類審査を実施し、書類審査に合格した応募者のみをプレゼンテーション審査の対象とする場合がある。

2 プレゼンテーション審査

① 実施日時

令和7年1月下旬～2月上旬（予定）

② 実施場所（予定）

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市役所

③ 実施方法、留意事項等

- 企画提案書（様式3～10）の副本を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- 1者あたり約30分程度（参加者からの説明を10分程度とし、選定委員からの質疑への応答時間を含む。）とし、参加者は1者あたり5名以内とする。
- 実施日時及び実施場所については、応募状況等により変更の可能性がある。詳細については、【別紙2】に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

3 評価項目及び配点

評価項目	主な評価内容	配点
① 事業目的及び課題の理解・分析能力	介護保険に関する動向や地域特性の把握・分析、介護給付費適正化関連事業に係る課題の理解や事業に取り組む姿勢等	15点
② 事業運営能力	類似事業における事業の実績、成果等	10点
③ 実施内容	事業目的をふまえた有用な点検・研修手法等	65点
④ 運営体制	有用な人材配置、安定した体制の確立手法等	30点
⑤ 委託料	委託料の適正性等	5点

※ 合計点数の最も高い者を委託候補者として選定する。ただし、評価点が満点の60%に満たない場合は、委員の合議により受託候補者としての適否を判断する。

また、合計点数の最も高い者が複数となった場合は、「評価項目及び配点」の表中「③実施内容」の評価点が最も高い提案者を受託候補者として選定することとし、この評価点も同点の場合は、委員の合議により選定する。

4 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 法人選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

5 選定後について

1 選定結果の通知及び公表

審査結果及び受託候補者の選定結果は、全ての参加者に対し、文書で通知するとともに、選定結果の概要を大阪市のホームページへ掲載する。

2 契約方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は、本市と協議のうえ、企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることや本市が被った損害の賠償請求を行うことがある。

3 業務の引き継ぎ等

受託候補者となった場合には、令和7年4月1日から円滑に業務を開始できるようにするため、令和6年度中には準備、研修等を行うこと。準備等に要する費用については受託候補者の負担とする。

なお、いかなる場合にも、準備のために支出した費用等について、本市は、補償しない。

6 スケジュール（予定）

令和6年 12月10日（火）	募集要項公示
	事業者説明会参加申込及び質問受付開始
12月18日（水）	事業者説明会参加申込書締切日～17：00
12月19日（木）	事業者説明会
12月20日（金）	質問受付終了～17：00
12月27日（金）	ホームページへ質問の回答を公表
令和7年 1月10日（金）	企画提案書等提出〆切～15:00
1月下旬～2月上旬	事業者選定会議（プレゼンテーション審査）
2月上旬～中旬	選定結果の通知
4月1日（火）	委託契約締結、業務開始

7 事務局（問い合わせ先）

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課（指定指導グループ）

〒541-0055

大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号

船場センタービル7号館3階

Tel 06-6241-6310

E-Mail fa0030@city.osaka.lg.jp

担当 泉・川口